

税のお知らせ

9月の納税等

国民健康保険税／第3期
 後期高齢者医療保険料／第3期
 介護保険料／第3期
 農業集落排水処理施設使用料／第3期
 保育料／9月分
 納期限／10月2日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
 納付は便利な口座振替をご利用ください。

家屋を取り壊したら滅失登記が必要です

家屋を取り壊された場合、法務局において滅失登記の手続きを行ってください。

登記のされていない家屋については「建物滅失届」を早急に提出してください。

提出がない場合、取り壊されたことが分からないため、家屋が残っているものとして固定資産税が課税される場合があります。

●必要書類

・建物滅失届(税務課窓口または村公式ホームページの「暮らし

↓税金↓固定資産税」よりダウンロードできます)

- ・建物取り壊しの契約書の写し
- ・解体業者の取り壊し証明書
- ・建物が存在したことが分かる写真および建物が滅失したことが分かる写真

●問合せ先

総務部税務課

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、その部分について固定資産税が課税されます。この課税のために行う調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図などの書類を確認させていただいたうえで、実際に建物の外部・内部の使用資材等を評価します。

課税の基礎となる「評価額」を算定する重要な調査となりますのでご協力をお願いします。

順次、連絡・日程調整をして評価に伺っています。完成後すぐに評価を希望される方は、事前に連絡をしていただくようお願いいたします。

●問合せ先

総務部税務課

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられます。



正当な理由なく申請しない場合には10万円以下の過料が科される可能性があります。今のうちから相続登記に備えましょう。

・制度に関する詳細は で検索

・個別の事案に対するご相談は、司法書士会の「相続登記相談センター」☎0120-13-7832にお問合せください

・相続登記の手続に関するご案内(ハンドブック)→



法務局ホームページ

●問合せ先 名古屋法務局 ☎052-952-8111